

事業者及び事業所の概要

(令和6年9月1日現在)

1. 事業者の概要

名称・法人種別	株式会社 加治川の里
代表者名	代表取締役 岩村 正史
所在地・連絡先	新潟県新発田市向中条 2843 番地 1 電話 (代)0254-21-3460 FAX 0254-21-3465

2. 事業所の概要

フリガナ	ウェルハートカジカワノサト		サービスの種類	(介護予防) 特定施設入居者生活介護
事業所名	ウェルハート加治川の里		事業所番号	1575001076
所在地	〒957-0105 新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜 5407 番地		フリガナ	ヨシダ タケシ
			管理者	吉田 健
連絡先	電話番号	(代)0254-20-7555	定員	80名
	FAX番号	0254-27-6655		
利用料	法定代理受領分	介護報酬の告示上の額 (別掲)		
	法定代理受領分以外	介護報酬の告示上の額 (別掲)		
その他の費用	入居金、家賃、管理費、食費、その他保険対象外サービス (別掲)			
協力医療機関	名称 [花野内科医院]・主な診療科目 [内科]			
	名称 [豊栄病院]・主な診療科目 [内科、外科、整形外科他]			

3. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人以上
計画作成担当者	常勤又は非常勤 1人以上
看護職員	常勤又は非常勤 2人以上
介護職員	常勤又は非常勤 27人以上
機能訓練指導員	常勤又は非常勤 2人以上

4. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

5. 苦情処理の体制

別紙のとおり

6. 利用料その他の費用の額

・基本料金

要介護認定等	利用料 (1日あたり)	利用料 (30日あたり)	利用者負担金 (1割負担の場合) (30日あたり)	
			法定代理受領分	法定代理受領分以外
要支援1	1,830円	54,900円	5,490円	49,410円
要支援2	3,130円	93,900円	9,390円	84,510円
要介護1	5,420円	162,600円	16,260円	146,340円
要介護2	6,090円	182,700円	18,270円	164,430円
要介護3	6,790円	203,700円	20,370円	183,330円
要介護4	7,440円	223,200円	22,320円	200,880円
要介護5	8,130円	243,900円	24,390円	219,510円

・加算

加算	利用料	利用者負担金 (1割負担の場合)		加算の要件
		法定代理 受領分	法定代理 受領分以外	
入居継続支援 加算 (I)	1日あたり 360円	36円	324円	当該加算の体制・ 人材要件を満たす場合 ※加算 (I)、(II) のいずれか 1つを算定
入居継続支援 加算 (II)	1日あたり 220円	22円	198円	
生活機能向上 連携加算 (I)	1月あたり 1,000円 ※3月に1回を限度	100円	900円	外部のリハビリテーシ ョン専門職と連携して 機能訓練のマネジメン トを行った場合 ※加算 (I)、(II) のいずれか 1つを算定
生活機能向上 連携加算 (II)	1月あたり 2,000円	200円	1,800円	
	1月あたり 1000円	100円	900円	※加算 (II) において個別機能訓 練加算を算定している場合 ※個別機能訓練加算を算定する 場合、加算 (I) は算定しない
個別機能訓練 加算 (I)	1日あたり 120円	12円	108円	当該加算の体制・人材要 件を満たし、利用者へ機 能訓練を行った場合
個別機能訓練 加算 (II)	1日あたり 200円	20円	180円	加算 (I) の要件を満た した上で、厚生労働省へ 情報を提出し、PDCA サイクルに活用してい る場合
若年性認知症 入居者受入加算	1日あたり 1,200円	120円	1,080円	若年性認知症利用者へ サービス提供した場合

ADL維持等加算(Ⅰ)	1日あたり 300円		30円	270円	一定期間内の当該事業所利用者のADL(日常生活動作)の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合 ※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれか1つを算定
ADL維持等加算(Ⅱ)	1日あたり 600円		60円	540円	
夜間看護体制加算(Ⅰ)	1日あたり 180円		18円	162円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※要介護状態の利用者が対象 ※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれか1つを算定
夜間看護体制加算(Ⅱ)	1日あたり 90円		9円	81円	
協力医療機関連携加算	協力医療機関が一定の要件を満たす場合	1月あたり 100円	80円	720円	協力医療機関との間で、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催している場合
	上記以外	1月あたり 40円			
口腔・栄養スクリーニング加算	1回あたり 200円 ※6月に1回を限度		20円	180円	口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を介護支援専門員に文書で共有した場合
科学的介護推進体制加算	1月あたり 400円		40円	360円	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出し、PDCAサイクルに活用している場合
退院・退所時連携加算	1日あたり 300円		30円	270円	医療提供施設を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合 ※入居から30日以内に限る
退居時情報提供加算	1回あたり 250円		25円	225円	医療機関への入院で退居となる利用者の情報を当該医療機関に提供した場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1日あたり 30円		3円	27円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合 ※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれか1つを算定
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日あたり 40円		4円	36円	
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前 31日～45日	1日あたり 720円	72円	648円	当該加算の体制・人材要件を満たす場合に看取り介護を行った場合 ※要介護状態の利用者が対象
	死亡日以前 4日～30日	1日あたり 1,440円	144円	1,296円	
	死亡日前日及び前々日	1日あたり 6,800円	680円	6,120円	
	死亡日	1日あたり 12,800円	1,280円	11,520円	

看取り介護加算 (Ⅱ)	死亡日以前 31日～45日	1日あたり 5,720円	572円	5,072円	当該加算の体制・ 人材要件を満たす場合 に看取り介護を行った 場合 ※要介護状態の利用者が対象
	死亡日以前 4日～30日	1日あたり 6,440円	644円	5,796円	
	死亡日前日 及び前々日	1日あたり 11,800円	1,180円	10,620円	
	死亡日	1日あたり 17,800円	1,780円	16,020円	
高齢者施設等感染 対策向上加算(Ⅰ)	1月あたり 100円		10円	90円	第二種協定指定医療機 関との間で、新興感染症 の発症時等の対応を行 う体制を確保している 場合 ※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれか 1つを算定
高齢者施設等感染 対策向上加算(Ⅱ)	1月あたり 50円		5円	45円	
新興感染症等 施設療養費	1日あたり 240円 ※1月に1回、連続する5日を限度		24円	216円	利用者が新興感染症等 に感染した場合に、相談 対応、診療、入院調整等 を行う医療機関を確保し、 適切な感染対策を行っ た上で、介護サービス を行った場合
生産性向上推進 体制加算(Ⅰ)	1月あたり 100円		10円	90円	第二種協定指定医療機 関との間で、新興感染症 の発症時等の対応を行 う体制を確保している 場合 ※加算(Ⅰ)、(Ⅱ)のいずれか 1つを算定
生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	1月あたり 10円		1円	9円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)	1日あたり 220円		22円	198円	当該加算の体制・ 人材要件を満たす場合 ※加算(Ⅰ)、加算(Ⅱ)又は 加算(Ⅲ)のいずれか1つを 算定
サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	1日あたり 180円		18円	162円	
サービス提供体制 強化加算(Ⅲ)	1日あたり 60円		6円	54円	
介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ)	1月の介護保険給付サービス利用料金総額の12.8%				当該加算の算定要件を 満たす場合 ※加算(Ⅰ)～(Ⅴ)の いずれか1つを算定
介護職員等処遇 改善加算(Ⅱ)	1月の介護保険給付サービス利用料金総額の12.2%				
介護職員等処遇 改善加算(Ⅲ)	1月の介護保険給付サービス利用料金総額の11.0%				
介護職員等処遇 改善加算(Ⅳ)	1月の介護保険給付サービス利用料金総額の8.8%				
介護職員等処遇 改善加算(Ⅴ)	1月の介護保険給付サービス利用料金総額の12.8%～4.6%				

・有料老人ホーム利用料金

種 類	利用料	備 考
入居金	入居時 300,000 円	1 月に 10,000 円ずつ償却 退居時に差額がある場合は返還
管理費	1 月あたり 46,000 円	月の途中からの入居去については日割り計算 夏季、冬季は冷暖房費として 4,600 円別途支払い
食費	1 日あたり 1,670 円	朝食 510 円、昼食 600 円、夕食 560 円 不要の場合は 3 日前までに所定の用紙で連絡
家賃相当額	1 月あたり 50,000 円	月の途中からの入退居については日割り計算

・個別的な選択によるサービス料金

種 類	利用料	備 考
通院介助 入退院同行	30 分あたり 1,650 円	交通費別途支払い 要介護認定者の協力医療機関への通院介助は無料
買い物代行・同行		交通費別途支払い
役所手続き 代行・同行		交通費別途支払い
治療食 特別食	実費（通常食との差額）	医師の指示による治療食 嗜好に応じた特別な食事・行事食
定期健康診断	実費	年 2 回実施
オムツ代		オムツ・パット・紙パンツなど
理美容代		
医療費		受診・入院等の医療費
レクリエーション費用		材料費等

7. 第三者評価の実施状況

実施の有無	あり・なし
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	あり・なし

8. 虐待防止のための措置

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。

9. 守秘義務について

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び居宅サービス事業者（又は介護予防サービス事業者）との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- (4) (1) にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。